

○学生準則施行細則その2「学生の服装について」

昭和39年4月1日

制定

学生準則施行細則その2「学生の服装について」

函館工業高等専門学校学生準則第15条の規定に基づき、学生が着用する服装について、次のとおり定める。

- 1 服装は、学生にふさわしい簡素、清潔なものとする。
- 2 体育実技、実験、実習時等における服装(履物を含む。)は、それぞれ定められたものとする。
- 3 式典、行事、見学等における服装は、その場にふさわしいものとする。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。